

令和4年6月1日

田野畑小・中学校 保護者各位

田野畑村教育委員会教育長
田野畑村立田野畑小学校長
田野畑村立田野畑中学校長

岩手県緊急事態宣言解除を受けての学校教育活動について

日頃より本村の教育活動にご理解とご協力を賜りまして感謝申し上げます。また、ご家庭での感染症予防と子どもたちの健康管理にご協力をいただいていることに対しましても改めて御礼申し上げます。

さて、令和4年1月23日より出されておりました、岩手県緊急事態宣言が、令和4年5月30日に解除となったことから、学校教育活動について以下のとおりの対応とします。

なお、基本的な感染症予防対策はこれまで同様に行ってまいりますので、各ご家庭でも対策の徹底に引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

1 ご家庭でお願いしたい基本的な対策

- (1) 毎日の健康確認を行い万が一、体調不良や発熱、咳などの症状があった場合は、学校に連絡して静養してください。(この場合、出席停止の扱いとなります。)
- (2) 三密の場면을回避するとともに、部屋等のこまめな換気を実施する。
- (3) 体調不良時は外出を避け、医療機関を早期受診する。
- (4) 状況や場所に応じて、マスクの着用を推奨する。(別紙参照)

学校での例) 教室での授業中は着用を推奨する。バスの登下校中は着用を推奨する。

音楽や体育の授業、屋外での運動時は着用の必要なし。

2 教育活動の実施について

- (1) レベル:「警戒レベル2」の対応とする。(R4.1.25～)
- (2) 教育活動: 感染対策をしながら実施。
- (3) 校外活動: 感染対策をしながら実施。
- (4) 部活動: 練習可。平日2時間、土日3時間以内(原則的に平日1日、土日1日の休養日を設ける)
対外試合可。(相手校の状況を踏まえ実施を判断、部活動ガイドラインに従う。)
- (5) スクバン: 通常通り練習可。コンクール等は、主催者が示すガイドラインに従い参加可。
- (6) 教育施設: 通常利用可。(野球場・ホール・体育館・図書館・民俗資料館・学校開放施設)

3 留意事項

- (1) スポ少等: 各部の保護者会練習、及びスポーツ少年団等の活動についても、部活動に準じた活動としていただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。
- (2) その他: 学校の連絡メール、学校のホームページ(中学校)、村の広報など、情報ソースをこまめに確認して下さい。

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
 - **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。

- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、**施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる**」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、**可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める**」としていた。